

Ⅲ 委員会の判断

委員会は、BS11が司会者とゲストの全員を同一政党に所属する議員のみで構成した本件番組の形式そのものに着目し、放送倫理上の問題点を審議した。

1 一党一派に偏し政治的公平性を損なった

民主主義を支えるのは、政治に関する自由で多様な表現活動である。放送局の制作する政治番組は、国民が政治に関心を持ち、意見を形成するための情報を提供するうえで重要な役割を果たしている。こうした番組が一党一派に偏していれば、政党間の意見や見解の対立点は見えなくなり、視聴者に届く情報が偏りかねない。そうなれば視聴者の政治に関する意見形成も偏頗なものとなることが懸念される。

BS11が番組制作にあたり準拠すべき日本民間放送連盟の放送基準第2章「法と政治」の第11項が、「政治に関しては公正な立場を守り、一党一派に偏らないように注意する」と定めているのも、そうした懸念に応えるためのものであろう。

本件番組を見ると、特定の政党の議員が司会者とゲストの全員を独占しており、その構成のまま、3か月というワンクールで11回にわたり放送されている。その結果、政治に関する特定の政党の意見のみを視聴者に継続的に提供することとなっており、本件番組はその形式上明らかに一党一派に偏し、政治的公平性を損なったと言わざるを得ない。

政治的公平性の確保について、BS11は、たとえば3か月などの一定の期間を目安にして、番組編成全体で与野党政治家のバランスに配慮しつつ、偏ることのないように工夫努力していると、委員会に説明した。

このBS11の見解を受けて、委員会は本件番組とほぼ同時期に放送されたBS11の8つの政治番組のべ43本（合計31時間余）を視聴した。しかし、司会者とゲストの全員が特定の政党の議員で独占され、それがワンクール継続して放送された番組は、本件番組だけだった。

ひとりの議員がレギュラーで司会者を務める番組はあったが、ゲストは政治家に限定されておらず、幅広い分野から人選がなされていた。

特定の政党の議員が集中的にゲストで出演している番組もあったが、司会者は政治家ではなく、ジャーナリストや研究者が務めていた。ワンクールすべてにわたり、ひとつの政党の議員だけがゲストを占めたという番組もなかった。

このように、BS11が一定の期間の中で与野党政治家のバランスに配慮していると説明した番組編成全体を考慮して見ても、本件番組について政治的公平性の確保がなされていたということはできない。

したがって、ワンクール11回を通じて司会者とゲストの全員が同一の政党の議

員で独占された本件番組は、ひとつの番組として一党一派に偏しており、かつ、BS11の番組編成全体の政党間のバランスの点から見ても一党一派に偏したもので、政治的公平性を損なったものと言える。

2 放送局の自主性が発揮されなかった

本件番組のような政治討論番組では、放送局は政治的な公平性が確保されるように、自主的な工夫や配慮をしているはずである。たとえば、司会者には政治家でない者を選び、ゲストの政治家に、その政治家の持つ見解とは異なる観点から質問をしたり、反対の意見を紹介したりして、政治に関する意見の多様性を確保するなどである。ゲストの政治家を多数の政党から選んで討論する形式もよく見られるもので、異なる政党に所属する政治家のさまざまな意見が出されるように企画、制作、編集がなされている。こうした番組スタイルからは、各放送局が、政治的な公平性をできる限り確保するために自主性を発揮し、さまざまな工夫をこらしていることを読み取ることができる。

ところが、本件番組は、これまでの政治番組とは異なり、司会者もゲストも自民党の議員で構成するという形式を採っていた。この企画は、社長、編成制作局長、営業局長、報道局長の4人からなる番組検討会議で承認され、考査を経て役員会への報告ののち最終決定された。

BS11の説明によると、本件番組の司会者を自民党議員にしたのは、もともとの番組コンセプトがひとつの党の政策をじっくり聞くものであるし、政治家が司会者を務めている番組が他にもあるのでバランス的にも問題ないと考えたからだという。また、新たな番組スタイルを開発するためのトライアルとしてもおもしろいのではないかという意識も働いていたともいう。

しかし、司会者とゲストを全員自民党の議員にするという構成を採れば、必然的に自民党の視点からのみ番組が制作されることとなり、同党と対立する政党の視点を提示することは難しくなる。実際、本件番組の収録時には、討論の進行は司会者とゲストの自民党議員に任せられ、BS11の制作者のかかわりは、個人に対する誹謗中傷などがあれば収録を中断するという範囲にとどまっていた。すなわち、BS11が番組を制作するのではなく、自民党の議員に番組の制作を事実上丸投げしたのも同然の状況が現れていたのである。しかも、本件番組は、時間枠のとおり収録しており、内容面の編集はなされていない。

こうした番組制作の手法では、BS11が政治的公平性を確保するための独自の工夫を差し挟む余地は失われてしまい、BS11の自主性を発揮しようがないだろう。

BS11自身も、委員会の行った聴き取りにおいて、番組の放送枠を自民党に提

供したのではないかという疑念を視聴者に抱かせ、放送局の自主性を失ったように見られかねないものであったことを認めている。

番組の制作・編集の自主性は、放送局が多彩で自由な番組を生み出すために何よりも大事なものであり、ひいては民主主義を支えるものとして、決してないがしろにされてはならないはずである。

3 結論

以上のとおり、委員会は、本件番組がワンクール11回にわたり同一の政党に属する議員で司会者とゲストを占めるという形式で放送されたことが、一党一派に偏して政治的公平性を損なっており、放送倫理に違反すると判断した。また、その要因として、放送局の自主性が発揮されないまま番組の制作・編集が行われたことも、放送倫理上見逃すことのできない問題を抱えていると指摘しておきたい。